3.2協議離婚

(1)協議離婚の流れ

夫婦で離婚について 話し合う



離婚について夫婦で 合意



姓の変更、子供の親権 者をどちらにするか、 養育費や財産分与、慰 謝料の額等を決める



合意できた

全ての取り決め事項を 公正証書で作成する

<参考>

調停離婚や裁判離婚は時間が 掛かります。

合意できず

協議離婚不成立 として調停離婚へ

協議離婚成立

夫婦と成人2名の証人が署名・ 押印した離婚届を役所に提出し、 受理されると離婚成立